

【参考資料】

**日本放送協会放送受信規約の一部変更について**

**平成24年6月5日  
営業局**

# 変更項目

◆放送受信規約について、次の6項目に関する条文を変更することとし、総務大臣の認可を得て、平成24年10月から施行することとしたい。

**1 放送受信料額の改定**

**2 放送受信契約書の書面による提出の省略**

**3 公共機関への調査による住所変更届等の省略**

**4 放送受信料立替払いの取扱事業者の拡大**

**5 放送受信料の返れい方法の明確化**

**6 普通契約または衛星普通契約に関する経過措置の終了**

「平成24年度収支予算」の国会承認を受けることにより決定した受信料額等について、予算書に記載と同様の内容を受信規約に規定

### 規約変更 のポイント

- ◆料額表に「支払区分」を加え、新たな料額を規定(第5条第1項)
- ◆上記の他、料額の改定にあわせて、支払に関する特例における取り扱いや用語等を整備  
(第5条の2第1項、第2項(新設)、第3項(新設)、第4項、第5条の3第1項、第2項、  
第5条の4第1項、第5条の5第1項、第6条第7項、第8項、第12項、別表1)

### 放送受信料額

#### 現行

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

#### 規約変更後

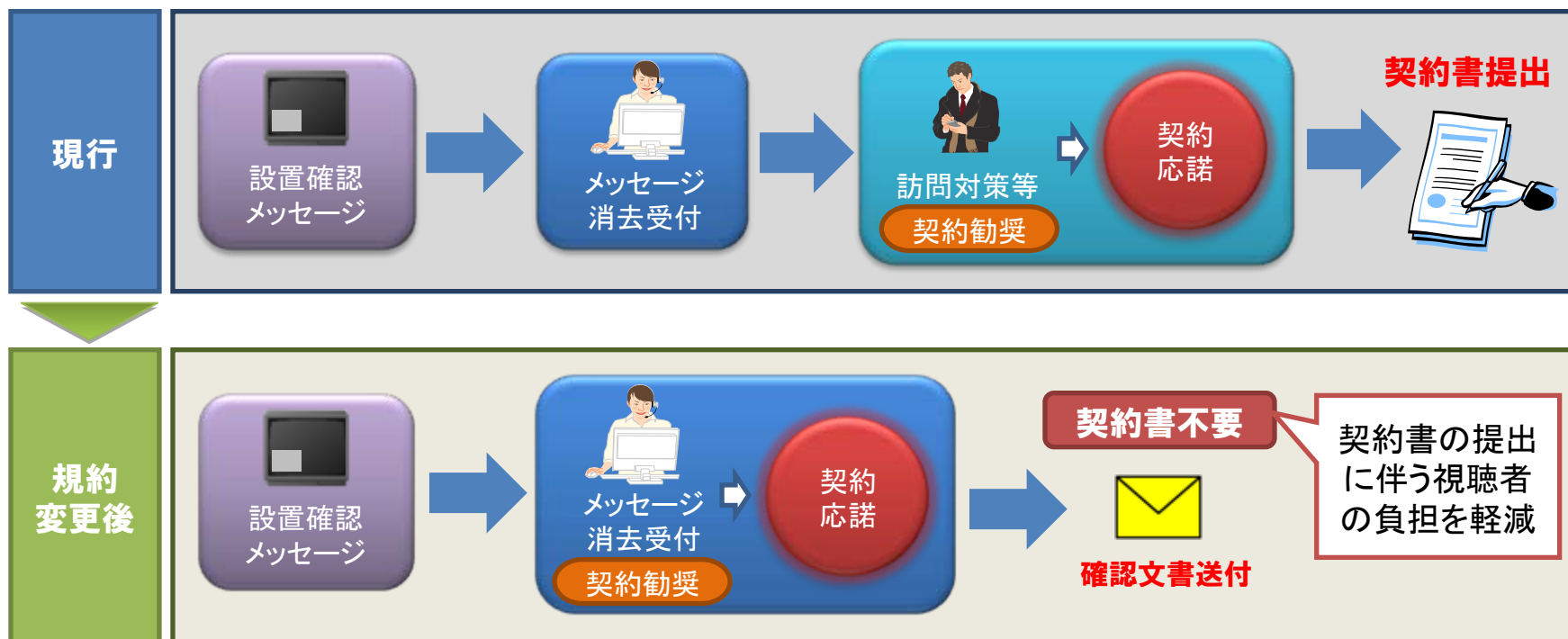
種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円

視聴者の負担軽減を図るとともに、契約締結に伴う訪問活動を削減するため、書面による放送受信契約書の提出を必須としないことを規定

### 規約変更のポイント

- ◆書面による放送受信契約書の提出に代えて、電話、インターネット等の通信手段により契約できることを規定〔第3条第3項(新設)、第4条第2項、第3項〕
- ◆通信手段による契約を受け付けた場合は、NHKは当該受信契約者に契約内容を確認するための通知を行うことを規定〔第3条第4項(新設)〕

### 電話による契約締結イメージ



視聴者の負担軽減を図るとともに、住所変更の取次に伴う訪問活動を削減等するため、法律に基づく住民票調査等により、受信契約者からの住所変更届の提出を必須としないことを規定

### 規約変更のポイント

- ◆NHKへの届出住所と公共機関への調査等により確認した住所が異なる場合は、NHKに住所変更の届け出をしたものとして取り扱うことができることを規定〔第8条第2項(新設)〕
- ◆公共機関への調査等に基づき住所変更の取り扱いを行った場合は、NHKは当該受信契約者にその旨を通知することを規定〔第8条第2項(新設)〕

### 住民票による住所変更イメージ

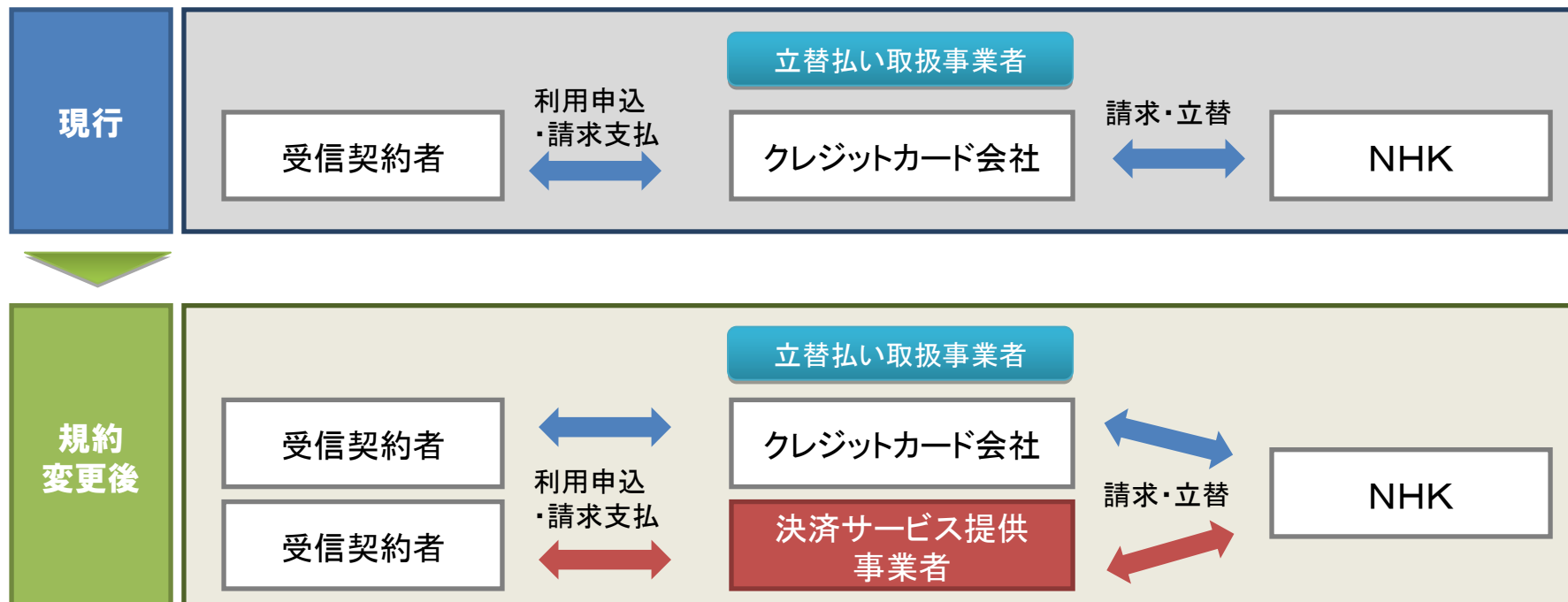


放送受信料の立替払いの取り扱いについては、現在、クレジットカード会社に限定しているが、これに加え、NHKの指定する「決済サービス提供事業者」も取り扱うことができることを規定

### 規約変更のポイント

◆「クレジットカード継続払」を「クレジットカード等継続払」に、「クレジットカード会社」を「クレジットカード会社等」に変更〔第6条第3項、第10項、第11項、第12項〕

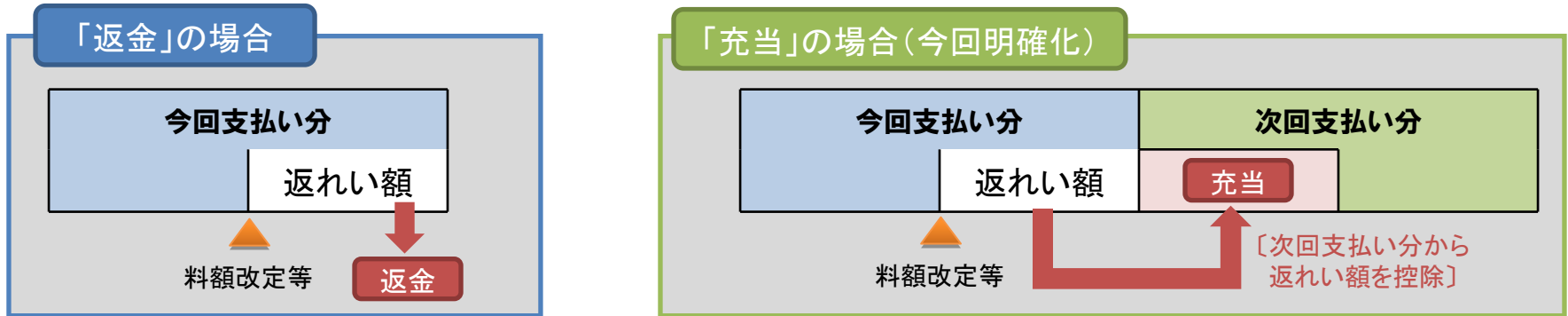
### 取扱事業者の拡大イメージ



# 5 放送受信料の返れい方法の明確化

5

料額改定や契約種別の変更に伴う放送受信料の返れいについて、次回請求時の支払い分に充当できることを受信規約に明確に規定〔第11条第4項(新設)〕



# 6 普通契約または衛星普通契約に関する経過措置の終了

予算書  
記載項目

普通(白黒)契約の経過措置について、経過措置期間が5年経過したこと、地上アナログ放送が全国で終了してから1年が経過すること等から、平成25年3月31日をもって終了することを規定〔付則第2項〕【23年度末適用契約数 約1.3万件】

## その他

- ➔ 「地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置」、「放送受信料の免除に関する経過措置」の対象となる期間が経過したことに伴い、条項を変更・削除〔付則第6項・付則第8項、第9項〕
- ➔ 放送受信規約の趣旨を明確にするための用語の整備〔第5条の2、3、5項の見出し、第7条〕